

「屋島キャッチフレーズ」及び「屋島シンボルマーク」の使用に関する基準

（趣旨）

第1条 この基準は、「屋島キャッチフレーズ」（以下「キャッチフレーズ」という。）及び「屋島シンボルマーク」（以下「シンボルマーク」という。）の幅広い使用を促進し、屋島の活性化を図るに当たり、適正な使用及び管理を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この基準においてキャッチフレーズとは別図第1に掲げるロゴタイプをいい、シンボルマークとは別図第2に掲げるものをいう。

（使用の形式）

第3条 キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用に当たっては、両者を組み合わせて一体的に使用することとし、その使用の形式は、別図第3から別図第6に掲げるものとする。なお、使用に当たっては、指定のデータを用いるものとする。

（使用届の提出）

第4条 キャッチフレーズ及びシンボルマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、「屋島キャッチフレーズ」及び「屋島シンボルマーク」使用届をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 使用者は、市長からの請求があったときは、速やかに使用状況が確認できる物品等を提出しなければならない。

（使用者の責任）

第5条 使用者は、キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用に関する一切の責任を負うものとする。

（使用期間）

第6条 キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用期間は、届出のあった日から当該年度の3月31日までを限度とする。

2 使用者は、届出のあった使用期間を超えてキャッチフレーズ及びシンボルマークを使用するときは、当該使用期間の満了する日までに、第4条第1項に規定する届出をしなければならない。

(使用の対価)

第7条 キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用の対価は、徴収しないものとする。

(使用の差止め)

第8条 市長は、キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止めるものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、キャッチフレーズ及びシンボルマークの使用を不適當と認めるとき。

(委任)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年6月5日から施行する。

第2条関係
(別図第1)

すてき屋根! 屋島!

(別図第2)



第3条関係

(別図第3)

カラーデータ



すてき屋根! 屋島!

モノクロデータ



すてき屋根! 屋島!

(別図第4)

カラーデータ



すてき屋根! 屋島!

モノクロデータ



すてき屋根! 屋島!

(別図第5)

カラーデータ

モノクロデータ



(別図第6)

カラーデータ

モノクロデータ



すてき屋根!
屋島!

すてき屋根!
屋島!

年 月 日

(宛先) 高松市長

「屋島キャッチフレーズ」及び「屋島シンボルマーク」使用届

このことについて、「屋島キャッチフレーズ」及び「屋島シンボルマーク」の使用に関する基準に基づき、次のとおり提出します。

住 所		
個人氏名・団体等名		TEL : - -
団体等代表者名		FAX: - -
使用責任者住所		TEL: - -
使用責任者氏名		FAX: - -
使用の形式 (使用する形式の 番号に○印)	1 別図第3に掲げる形式 2 別図第4に掲げる形式 3 別図第5に掲げる形式 4 別図第6に掲げる形式	
対 象 物 等		
目 的		
期 間	年 月 日～ 年 月 日	